



【934】

テレビ番組を通じた弁護士懲戒請求呼び掛け行為の違法性

最高裁第二小法廷平成23年7月15日判決

(平成21年(受)第1905号・第1906号・損害賠償請求事件、民集65巻5号2362頁、判時2135号48頁、判タ1360号96頁)

第一審：広島地裁平成20年10月2日判決(平成19年(ワ)第1417号、判時2020号100頁)

原 審：広島高裁平成21年7月2日判決(平成20年(ホ)第454号・第505号、判時2114号65頁)

本件は、タレントとして著名な弁護士が、テレビ番組に出演し、大きく報道され世間の注目を集めていた殺人・強姦致死・窃盗事件について、同事件の弁護団の弁護活動に対する批判を番組内で展開したうえ、視聴者に対して同弁護団に属する弁護士に対して懲戒請求を行うよう呼び掛けたことに対し、最高裁が不法行為責任を否定した事案である。本稿では、本件訴訟中における両当事者の応酬や、問題の発端となった別件殺人事件の推移との関係については敢えて議論の対象から除外し、補足意見を含めた本判決の示す理論構成や結論について、その合理性と妥当性とを専ら検討することとしたい。

《事 実》

被告Yは、タレントとしても活動している弁護士である。また、原告Xらは弁護士であり、本件とは別件の殺人、強姦致死、窃盗被告事件(以下「別件殺人事件」という)の被告人Aについて、同事件の第1次上告審の係属中ないし判決言渡し後に、それぞれAの私選弁護人に選任された。

別件殺人事件は、当時18歳の少年であったAが、白昼、配水管の検査を装って上がり込んだ被害者方において、当時23歳の主婦Bを殺害した上で姦淫し、さらに、当時生後11か月のBの長女を殺害し、財布を窃取したという事実が認定されており、いわゆる「C市母子殺害事件」として広く報道され、世間の注目を集めていた。Aは、当初は上記事実を含む公訴事実を認めていたが、第1次上告審係属中に、Bを生き返らせるために姦淫したなどとして殺人及び強姦の故意を否認し、Bの長女の殺人についても故意を否認するようになり、弁護人も、Aの言い分に沿う主張を展開した。しかし、最高裁は、Aを無期懲役刑に処するとした第1次控訴審の判決を破棄し、死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかにつき審理を尽くさせるため、同事件を原裁判所に差し戻す判決を言い渡した(最三小判平成18年6月20日(平成14年(ホ)第730号)判時1941号38頁、判タ1213号89頁)。Xらを含むAの弁護人ら(以下「本件弁護団」という)は、第2次

控訴審において改めて前記主張を展開したが、第2次控訴審はAに対して死刑判決を言い渡した(広島高判平成20年4月22日(平成18年(ホ)第161号)判時2167号122頁、判タ1383号171頁)。

Yは、別件殺人事件が第2次控訴審に係属中であった平成19年5月27日に放送された、娯楽性の高い民放テレビトーク番組(以下「本件番組」という)に出演し、①「死体をよみがえらすためにその姦淫したとかね、それから赤ちゃん、子どもに対しては、あやすために首にちょうちょ結びをやったということ、堂々と21人のその資格を持った大人が主張すること、これはねえ、弁護士として許していいのか」、②「明らかに今回は、あの21人というか、あのDっていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとかしか考えられない」などと発言した上、③「ぜひね、全国の人ね、あの弁護団に対してもし許せないって思うんだったら、一斉に弁護士会に対して懲戒請求かけてもらいたいんですよ」、④「懲戒請求ってのは誰でも彼でも簡単に弁護士会に行って懲戒請求を立てれますんで、何万何十万っていう形であの21人の弁護士の懲戒請求を立ててもらいたいんですよ」、⑤「懲戒請求を1万2万とか10万とか、この番組見てる人が、一斉に弁護士会に行って懲戒請求かけてくださったらですね、弁護士会のほうとしても処分出さないわけにはいかないですよ」などと、本件番組の視聴者に対し、本件弁護団を構成する弁護士について懲戒請求をするよう呼び掛けた。なお、Yは、A本人の言い分や本件弁護

団との接見内容等を直接知り得る立場にはなく、当時、報道等により知り得たもの以上の情報を有していなかった。

本件番組が放送された日から平成20年1月21日までの間、Xらが所属する広島弁護士会には、Xら各自について各々600件を超える懲戒請求がされた。本件懲戒請求の大多数は、本件番組の放送直後にインターネット上に本件弁護団に対する懲戒請求のために使用する書式として掲載されたほぼ同一内容の書式を使用したものであり、本件書式には、本件弁護団が殺意の否認等の主張をしたことなどは弁護士法56条1項所定の懲戒事由に当たる旨が、予め記載されていた。なお、Yは、本件書式の掲載には関与していない。

本件懲戒請求を受けた広島弁護士会では、綱紀委員会が一括して事案の調査を行い、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をした。広島弁護士会はこの議決に基づき、平成20年3月、Xらを懲戒しない旨の決定をした。

本件は、以上の経緯の下で、XらがYに対し、Yの前記①ないし⑤の発言、及び本件呼び掛け行為により、経済的及び精神的損害を被ったとして、各自300万円の損害賠償を求めたものである。

第一審は、Yの本件発言②は、本件弁護団が前記主張を創作としたとする点で事実と異なり、また、本件発言③ないし⑤については、Xらの弁護活動が懲戒に相当するものでなく、摘示された事実の重要部分について真実であることの証明があったとはいえないし、Yにおいてそのように信じたことについて相当な理由があるともいえない、と判示して、Xら各自に対する200万円の支払を命じた。

これに対して原審は、本件発言②において摘示された事実は真実と認めることができ、本件発言①、③ないし⑤は、意見論評の域を逸脱するものではなく、従って本件発言①ないし⑤はXらに対する名誉毀損を構成しないと判断したが、他方、Yは、Xらに対する懲戒請求に理由がないことを知りながら本件呼び掛け行為をしたとの事実認定の下に、本件呼び掛け行為は、弁護士懲戒請求制度の趣旨目的を逸脱し、多数の者による理由のない懲戒請求を集中させることにより、Xらを含む本件弁護団の弁護方針に対する批判的風潮を助長するもので、その結果、Xらの名誉感情等の人格的利益を害するとともに、Xらに不当な心身の負担を伴う反論準備等の対応を余儀なくさせたものであり、名誉毀損とは別個の不法行為を構成すると判断して、Xら各自に対し、90万円の支払を命じた。

Yは、本件呼び掛け行為の違法性に関して、上告

受理を申し立てた。

《判 旨》

破棄自判（請求棄却）

1 「本件発言①ないし⑤は、名誉毀損を構成するものではないとした原審の……判断は、正当として是認することができる。」

2 「Yとしては、Xらの……弁護活動がAに不利な弁護活動として、懲戒事由に該当すると考えていたとみるのが相当であって、Xらに対する懲戒請求に理由がないことを知りながら本件呼び掛け行為をしたとの原審の上記事実認定は、経験則に反するものといわざるを得ない。」

3 ① Yが、刑事事件における弁護活動の本質について十分説明することなく、「多数の視聴者が懲戒請求をすれば懲戒の目的が達せられる旨の発言をするなどして視聴者による懲戒請求を勧奨する本件呼び掛け行為に及んだことは、上記の問題の重要性についての慎重な配慮を欠いた軽率な行為であり、その発言の措辞にも不適切な点があったといえよう。そして、Xらについて、それぞれ600件を超える多数の懲戒請求がされたことにより、Xらが名誉感情を害され、また、上記懲戒請求に対する反論準備等の負担を強いられるなどして精神的苦痛を受けたことは否定することができない。」

② 「しかしながら、本件呼び掛け行為は、懲戒請求そのものではなく、……報道されている本件弁護活動の内容は問題であるという自己の考えや懲戒請求は広く何人にも認められるとされていること（弁護士法58条1項）を踏まえて、本件番組の視聴者においても同様に本件弁護活動が許せないと思うのであれば、懲戒請求をしてもらいたいとして、視聴者自身の判断に基づく行動を促すものである。」「他方、Xらは、社会の耳目を集める〔別件殺人〕事件の弁護人であって、その弁護活動が、重要性を有することからすると、社会的な注目を浴び、その当否につき国民による様々な批判を受けることはやむを得ないものといえる。」

③ 「そして、Xらについてそれぞれ600件を超える多数の懲戒請求がされたについては、多くの視聴者等がYの発言に共感したことや、Yの関与なくしてインターネット上のウェブサイトに掲載された本件書式を使用して容易に懲戒請求をすることができたことが大きく寄与しているとみることができる。のみならず、本件懲戒請求は、本件書式にあらかじめ記載されたほぼ同一の事実を懲戒事由とするもので、広島弁護士会綱紀委員会による事案の調査も一

括して行われたというのであって、Xらも、これに一括して反論をすることが可能であったことや、本件懲戒請求については、同弁護士会懲戒委員会における事案の審査は行われなかったことからすると、本件懲戒請求がされたことにより、Xらに反論準備等のために一定の負担が生じたことは否定することができないとしても、その弁護士業務に多大な支障が生じたとまでいうことはできない。」

④ 従って、「Yの本件呼び掛け行為は、弁護士としての品位を失うべき非行に当たるとして、弁護士会における自律的処理の対象として検討されるのは格別、その態様、発言の趣旨、Xらの弁護人としての社会的立場、本件呼び掛け行為により負うこととなったXらの負担の程度等を総合考慮すると、本件呼び掛け行為によりXらの被った精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えるとまではいい難く、これを不法行為法上違法なものであるということとはできない。」

なお、本判決には、(a)①弁護士懲戒請求が何人でもできることからすれば、その要件や手続に制限をかけることは懲戒請求制度の趣旨に反する、(a)②本件懲戒請求は、請求者の自主的判断により行われた点が重要であり、請求者がYにことごとく制度の趣旨を誤認させられたと見るのは、請求者の自主的判断を軽視するものである、とする竹内行夫裁判官の補足意見、(b)①Yによる本件発言の内容は意見論評の自由の範囲に留まるものであり、(b)②発言の態様について、テレビ番組中で多数の懲戒請求を呼びかけた行為は制度の趣旨との関係で不適切ではあるが、弁護団に与えた損害は必ずしも甚大なものとは言えず、(b)③本件は弁護士会の内部規律により対処されるべきものであり、Y自身が懲戒されていることは裁判所に顕著な事実である、とする須藤正彦裁判官の補足意見、及び、(c)①本件発言による懲戒請求の呼びかけ自体は、弁護活動の不適切さに対する批判として懲戒請求を利用するよう呼びかけたものであり、制度の趣旨に反するとまでは言えない、(c)②弁護活動といえども、公の批判にさらされるべきであり、本件弁護団の受けた負担は甘受するほかない、とする千葉勝美裁判官の補足意見がそれぞれ付されている。

《研究》

1 本判決は、弁護士懲戒請求制度の意義に関する最高裁判例であり、懲戒請求を呼び掛けた行為の違法性の判断が主要な争点となると共に、弁護士による不適切な呼び掛けが行われた場合における制裁

手段についても論じている点で、理論上も実務上も重要な意義を有するものである¹⁾。しかしながら、後に詳述するとおり、本件におけるYの呼び掛け行為について不法行為責任が生じないとされた理由については、法廷意見及び各補足意見によっても理論的に不安定な部分があるため、本判決の合理性及び妥当性については、慎重な検討が必要である。

2 法廷意見及び各補足意見が指摘しているとおり、弁護士懲戒請求は、弁護士に非行があったと信ずる者が誰でも行うことができ、かつ、請求者自身が当該非行の被害に遭ったことを要件としていないため、多数の者が懲戒請求を行った場合には、弁護士会による事実関係の調査や、懲戒請求を受けた弁護士による反論活動等に関して、一定の時間と労力とが必要となる。また、弁護士が社会正義の実現のために活動しているとの現行制度理念の下では、かかる請求を受けること自体が当該弁護士にとって多少なりとも不利益ないし不名誉となるおそれがあることは疑いない。従って、事実と反することが明らかでない懲戒請求については、当該請求が単に認められないだけでは対処として不十分であり、請求者に相応の制裁を課す必要が生じてくることとなる²⁾。

もっとも、本件のYの場合、自身がXらに対して懲戒請求を行っているわけではなく、Xらの弁護活動が問題だと思える場合には懲戒請求を行ってほしい、と懲戒請求を呼び掛けたのみであるため、弁護士懲戒請求制度の趣旨との関係で、議論が紛れる部分がある。すなわち、竹内補足意見の示すとおり、本件懲戒請求が個々の請求者の自律的判断により行われたことを強調すると、懲戒請求を呼び掛ける行為が違法とされる場合とは、虚偽の事実を告げて当該弁護士の非行を請求者に誤認させた等、極めて限られたものとならざるを得ない。この点について、弁護士に非行があると信ずる者は、通常、他人に懲戒請求を呼び掛けると共に自らも懲戒請求を行うため問題が生じないところ、本件におけるYの行動は、懲戒請求に関する自らの責任を事実上回避しようとしたと評価される余地を、多分に含むものであるように思われる³⁾。

3 また、法廷意見及び須藤補足意見は、本件懲戒請求によりXらが被った損害が必ずしも甚大でないことを指摘し、Yの不法行為責任を否定すべき論拠の1つとして挙げている。しかしながら、前述のとおり、社会正義の実現という現行制度における弁護士の活動理念の下では、懲戒請求を受けること自体が不利益ないし不名誉と評価される可能性がある

以上、大量の懲戒請求が弁護士会により一括して調査検討の対象とされ、比較的短期間のうちに全ての請求について処分なしとの結論が下されたことを以て、Xらの被った被害が甚大でなかったとすることは、ややXらに酷である感がないではない⁴⁾。また、そもそも、懲戒請求の呼び掛けが違法であるか否かと、懲戒請求を受けた弁護士に被害や不利益が生じたか否かとは、理論的に関係がない筈であり、「必ずしも甚大な被害が生じなかったこと」が、Yの不法行為責任を否定する理由の一部を構成すると考えることは、理論的には問題を含む可能性が高い。従って、この点については、千葉補足意見が前提とするように、弁護士活動全般に対する批判を行う手段として弁護士懲戒請求制度を捉えたうえで、Xらが本件懲戒請求により受けた被害については、その被害の大小にかかわらず、弁護士懲戒請求制度の理念に照らして甘受すべきである、とした方が、少なくとも理論上は妥当であったように思われる。

4 他方、法廷意見及び須藤補足意見は、本件におけるXらとYとの対立が、弁護士界内部の意見対立としての意味をも有しているとの前提に立ち、本件呼び掛け行為に関するYへの制裁は、弁護士会内部の自律的制裁に委ねられるべき部分がある、と述べ、Yが弁護士会により懲戒処分を受けていることを指摘している。しかしながら、Yが弁護士でなかった場合を想定すれば明らかなどおり、懲戒請求制度の存在を以て不法行為責任を否定する論拠とすることはできず、前述した弁護士懲戒請求制度の趣旨に関する本判決の議論からすれば、両制度は別次元のものとして位置づけることが必要であると思われる。そうでなければ、本件におけるYの不法行為責任の成否を判断するに際して、Yが懲戒請求を受けている事実は、Yの行為の違法性の根拠の1つとして考えるべきこととなり、本判決と逆の判断を導く結果となりかねないからである。

5 以上のとおり本判決は、法廷意見や各補足意見の提示しようとする一般論を強調すると、却って理論的な一貫性や結論の妥当性が不安定になるおそれがあると言わざるを得ない。また、本件においては、かなり特殊性の強い別件殺人事件が背景として存在し、この刑事訴訟が本件と並行して審理されていたことに加え、本件の両当事者の社会的活動に係る諸々の個性が、極めて色濃く反映されていることも否定できない⁵⁾。従って、民集掲載事件としての性格は、あくまで弁護士懲戒請求制度の趣旨を一般論として述べた部分に限定して解釈し、具体的な行

為の評価や結論等に関しては、事例的な意味を強く持つ判決であると捉える方が、本件に対する総合的な理解としては、妥当であるように思われる。

- 1) 本判決については、中島基至・曹時65巻8号117頁、同・ジュリ1438号91頁、水野謙・ジュリ臨増1440号82頁、前田陽一・リマークス46号46頁、梶原健佑・山口経済学雑誌61巻3号55頁、高田義之・愛媛法学会雑誌39巻3=4号101頁、Westlaw Japan・新判例解説900号(2011WLJCC127)がある。なお、本判決の第一審及び控訴審に対する評釈は見当たらないが、別件殺人事件については、法律学以外の分野からのものを含めて多数の評釈、論評があり、このうち一部の書籍については、Aから出版差止請求訴訟が提起されている。広島地判平成24年5月23日(平成21年(ワ)第2413号)判時2166号92頁、広島高判平成25年5月30日(平成24年(ホ)第354号)判時2202号28頁参照。
- 2) 紛争の相手方の代理人弁護士に度重ねて懲戒請求を行った者に対し、当該弁護士からの損害賠償請求が認められた事例として、最判平成19年4月24日(平成17年(ワ)第2126号)民集61巻3号1102頁がある。同事件の評釈として、高橋讓・最高裁判所判例解説民事篇(平成19年度)362頁、同・曹時62巻5号195頁、同・ジュリ1362号116頁、同・ジュリ増刊(最高裁時の判例6)156頁、加藤新太郎・判タ臨増1256号30頁、同・法政論集(名古屋大学)227号1頁、長尾貴子・判タ別冊22号124頁、前田陽一・ジュリ臨増1354号91頁、高中正彦・NBL872号4頁、大西邦弘・判評590号11頁、橋本佳幸・法教別冊330号20頁(付録・判例セレクト2007)、升田純・Lexis判例速報21号36頁、塩崎勤・リマークス37号44頁、良永和隆・ハイローヤー273号78頁、田口文夫・専修ロージャーナル4号163頁、Westlaw Japan・新判例解説673号(2007WLJCC121)がある。
- 3) 実際、本件懲戒請求をした者の大半にとって、Yによる呼び掛けが直接の契機となったことは想像に難くないから、本件懲戒請求における「請求者の自律的判断」をどこまで強調すべきかは、議論のありうるところと思われる。
- 4) 本件懲戒請求が長期間にわたって五月雨的に行われた場合には、本判決の示す理由は説得力を持たないものとなるし、本件懲戒請求があったことを実質的な理由としてXらに対する弁護士業務依頼が行われなくなった可能性については、存在することも存在しないことも、証明が困難であると思われる。
- 5) 本件の訴訟記録を通覧して、XらとYとの間の準備書面における応酬を中心とした、本件の訴訟進行全体を概観してみると、少なくとも本件訴訟における論点整理に関しては、別件殺人事件に係る刑事訴訟の進行との関係まで視野に入れば、Y側の訴訟戦術の巧妙さが目立つとの感覚が否定できない。従って、第一審及び原審で損害賠償責任を一部認められたYが、最高裁に到って「逆転勝訴」したことに対しては、法律学以外からの観点に基づく分析検討を加えることが、別途必要であるように思われる。

(ほしの・ゆたか 筑波大学准教授)